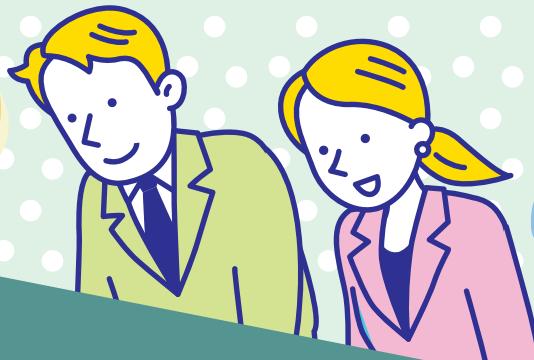


対象
中央区在住
の障がい児
(他に要件有)

学校への
送迎時間が
通勤・勤務時間
と重複…



就労したい
けど、学校への
送迎との折り合い
が心配…など

障がいのあるお子様の

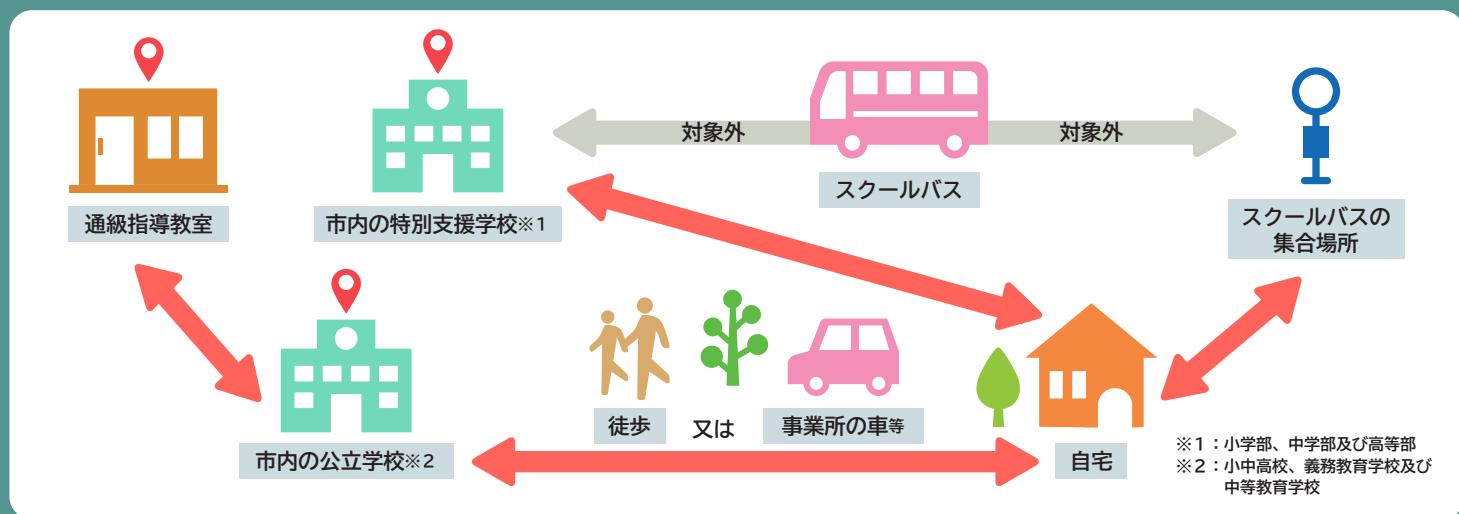
通学の付き添いについて
お悩みはありませんか？

働くパパ・ママ必見



通学の付き添いを ヘルパーに依頼できます！

移動に大きな困難がある障がい児の登下校をガイドヘルパーが付き添う
事業（通学支援事業）を中央区で試行的に実施しています。



事業の概要

対象者

中央区在住の障がい児
(視覚障がい、全身性障がい、知的障がい（A1・A2）又は精神障がい（1級）)
※特別支援学級への在籍、通級指導教室への通室等は問いません。
※保護者が就労等のために送迎できない場合に限ります。
※医療的ケアが必要な障がい児は、安全上の配慮から利用できません。



利用方法

利用に当たっては、まず中央高齢・障害者相談課で通学支援の支給決定を受け、その後登録通学支援事業者と利用に係る契約を取り交わします。
相模原市中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館1階）
電話 769-9266（身体・知的福祉班）769-9806（精神保健福祉班）
FAX 755-4888

対象となる送迎

上記図のとおり
※幼稚園、保育園、私立学校、大学、児童クラブ及び放課後デイサービス等への送迎は対象外

費用負担

自己負担1割（負担軽減あり）例：身体介護が必要な場合、30分までが275円です。
※別途、交通費等が必要となる場合があります。

注意事項

利用を希望する日時や、事業所の空き状況によっては、御希望に添えない場合があります。

問い合わせ先

相模原市高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらB館3階）
電話 769-8355 FAX 769-5708

通学支援事業の
市公式ホームページ



市公式ホームページで
「1032887」を検索

QRコードは（株）デンソーウェーブ
の登録商標です。